

(注)・混合物を製造し、又は取り扱っている場合、その中に含まれているばく露作業報告対象物の量を加えた合計が500キログラム以上になったとき提出する必要があります。

- ・多種類のばく露作業報告対象物を製造し、又は取り扱っている場合には、それぞれの報告対象物ごとに合計量がそれぞれ500キログラム以上となつたとき提出する必要があります。

昨年度において報告の対象としていた、エピクロロヒドリン、塩化ベンジル、1, 3-ブタジエン、ホルムアルデヒド、硫酸ジエチルの5物質については、告示の改正に伴い、報告の必要がなくなりました。

産業分類の産業中分類業種名
入すること。(備考4)

様式第21号の7(第95条の6関係)(表面)
82001

有害物ばく露作業報告書

厚生労働大臣が、告示した化学物質の名称
(ばく露作業報告対象物)と安衛法施行令
別表第9の番号(裏面の表参照)を右詰め
で記入すること。(備考5)

ページ **1** / 総ページ **1**

労働保険番号 府県 所掌 管轄 基幹番号 技番号 被括事業場番号	事業場の名称 厚労(株)本社工場										
事業の種類 000	労働者数 00 人	事業場の所在地 郵便番号(000-0000) 00県00市00町0-0 電話000(000)000									
ばく露作業報告対象物の名称 名称 0000	コード 000	対象年度 (7:平成 → 元号 年度)									
ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称	用途	製剤等の製造量又は消費量	含有率	ばく露作業報告対象物の量	ばく露の作業種類	ばく露作業従事労働者数	換気設備の設置状況 (右に詰めて記入する)	ばく露作業報告対象物の性状	ばく露作業報告対象物の温度	ばく露作業への従事時間／月	保護具の使用状況 (右に詰めて記入する)
1 メッキ液	07	24.0t	25%	6.0t	46	8人	12	3	1	3	23
2 シンナーA	04	12.0t	25%	3.0t	46	8人	12	3	1	3	23
3 シンナーA	04	8.0t	25%	2.0t	41	4人	1	3	1	4	5
4 接着剤B	10	10.0t	10%	1.0t	39	5人	23	3	1	4	245
5											
6											

別表1より該当コードを記入すること。(備考7)

成18年度1年間の消費量または製造量記入すること。また、同一生産工程でサブリング等2以上の作業が行われる場合、製造量等は、該当工程の製造量を記入すること。(備考8)

小数点以下2桁を四捨五入すること
なお、四捨五入の結果、0.0tとなった場合は、「0.0」と記入すること。(備考10)

別表2の該当コードを選択して記入すること。スプレーによる塗装は46(吹き付け作業)、洗浄は41となる。(備考11)

複数の設備が設置されている場合、該当コードが小さい順に2種類まで記入すること。(備考13)

当該作業従事者及び発生源近傍のばく露の可能性のある作業者も加えた人数を記入すること。(備考12)

00年0月0日

事業者職氏名 **代表取締役 安衛太郎**

00 労働基準監督署長殿

学物質安全衛生データシート
(MSDS)の含有率表示が20~30%の
合(20+30)/2=25%の計算結果を

受付印

安衛印

(古物)

- 「種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
「露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行うばく露作業報告対象物の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生法施行令別表第9の番号を記入すること。
「の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等」の用途について、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
「の製造量又は消費量」の欄は、前年度1年間の当該製剤等の製造量又は消費量を記入すること。
「」の欄は、ばく露作業報告対象物の含有率を重量パーセントで記入すること。含有率の表記が、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。
「露作業報告対象物の量」の欄は、「製剤等の製造量又は消費量」と「含有率」から算出した量を記入すること。
「露作業の種類」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄に記載した物質を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業について、別表2に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
「露作業従事労働者数」の欄は、当該作業に従事している労働者数を記入すること。
「設備の設置状況」の欄は、局所排気装置等の設置状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 局所排気装置の設置 2. プッシュプル型換気装置の設置 3. 全体換気装置の設置 4. その他)
「露作業報告対象物の性状」の欄は、ばく露作業における当該化学物質の状態について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 破碎しないペレット状の固体又は結晶化した顆粒状の固体 2. 粉末 3. 液体(練粉又は液状混合物を含む。) 4. 気体)
「露作業報告対象物の温度」の欄は、取り扱い時の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 摂氏50度未満 2. 摂氏50度以上100度未満 3. 摂氏100度以上)
「露作業への従事時間」の欄は、労働者が当該作業に従事していた一人当たりの1月間の平均の時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 20時間以下/月 2. 21~50時間/月 3. 51~100時間/月 4. 101時間以上/月)
「保護具の使用状況」の欄は、保護具の使用状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 防じんマスク 2. 防毒マスク 3. 保護衣 4. 保護眼鏡 5. 保護手袋 6. 使用していない 7. その他)

ばく露作業報告対象物の主な性状、有害性及び用途の例

物質名 (CAS No) 【コード番号】 (報告を要しない含有率)		主な別名	主な有害性情報	用途の例
平成 19 年度 報告 対 象 物 質	1 2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5) 【90】 (0.1%未満)	グリシドール	発がん性 (IARC: 2A)、特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)等 2ppm	エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応希釈剤、樹脂安定剤、木綿等の改質剤、分散染料の染色改良剤
	2 塩化ベンゾイル (98-88-4) 【102】 (1%未満)	ベンゾイルクロリド、ベンゾイルクロライド、アルファ-クロロベンズアルデヒド	発がん性 (IARC: 2A) 眼に対する重篤な損傷性/刺激性、特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)等 0.5ppm	有機過酸化物原料、染料原料、香料原料、ベンゾイル基導入剤、その他の有機合成用
	3 オルト-トルイジン (95-53-4) 【406】 (0.1%未満)	2-アミノトルエン、2-メチルアニリン、1-アミノ-2-メチルベンゼン、オルト-トルアミン	発がん性 (IARC: 2A) 特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)等 2ppm	アゾ系及び硫化系染料、有機合成、溶剤、サッカリン、p-トルイジン等合成原料、染料製造用の特殊溶剤、染料、ゴム化学品、医薬品及び農薬の製造中間体
	4 クレオソート油 (8001-58-9) 【140】 (0.1%未満)	カーボンブラック油	発がん性 (IARC: 2A)、生殖毒性等	カーボンブラック原料、木材防腐防虫剤(注入用、塗布用)、漁網染料、選鉱剤、消毒剤、洗浄油、燃料
	5 1, 2, 3-トリクロロプロパン (96-18-4) 【392】 (0.1%未満)	トリクロロヒドリン、三塩化アリル	発がん性 (IARC: 2A)、眼に対する重篤な損傷性/刺激性、特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)等、10ppm	ポリスルホン液状ポリマー及びジクロロプロペンの製造中間体、ポリスルフィド合成の架橋剤、ヘキサフルオロプロピレンの合成
	6 ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く) 【418】 (0.1%未満)		発がん性 (IARC: 1)、呼吸器感作性、皮膚感作性等 0.1mg/m ³ (水溶性無機化合物) 0.21mg/m ³ (不溶性無機化合物)	メッキ、触媒、媒染剤、窯業顔料、アルミ着色剤、電池、金属表面処理剤、試薬、電鋸、精錬 【ニッケル金属、ニッケル合金は含まない】
	7 硒素及びその化合物(三酸化砒素を除く) 【458】 (0.1%未満)		発がん性 (IARC: 1)、生殖毒性等 0.011mg/m ³	拡散、エピタキシャルガス、イオン注入、化合物半導体用ガス、木材防腐剤、医薬品原料、染料原料、顔料、触媒、農薬、ガラスの脱色剤、脱硫剤、殺鼠剤、漁網/皮革防腐剤、散弾鉛硬化剤 【ガリウム砒素を含む】
	8 フェニルオキシラン (96-09-3) 【469】 (0.1%未満)	スチレンオキシド、酸化スチレン、スチレンエポキシド	発がん性 (IARC: 2A)、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/刺激性等	フェニルエチルアルコール・フェニルアランなどの原料、合成樹脂原料、香料
	9 弗化ビニル (75-02-5) 【486】 (0.1%未満)	フルオロエチレン	発がん性 (IARC: 2A)、特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)等、1ppm	弗化ビニル単重合体や他の弗化物との共重合体の生産原料
	10 ブロモエチレン (593-60-2) 【498】 (0.1%未満)	臭化ビニル	発がん性 (IARC: 2A)、特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)等、0.5ppm	難燃剤(主にカーペットの裏打ち用のアクリル繊維の製造におけるポリマー)、コポリマー、ポリマー、医薬品、燻蒸剤、有機合成中間体

【コード番号】 労働安全衛生法施行令別表第9中の該当物質の番号をいう。

O ppm, mg/m³
IARC : 1
IARC : 2A

ACGIH（米国産業衛生専門家会議）のTLV（ばく露限界）のことである。

人に対して発がん性がある

人に対しておそらく発がん性がある。

安全衛生規則（拔粹）

（露作業報告）

条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、
り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事
ときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に關し必要な事項について、様式
一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示

平成18年厚生労働省告示第25号(平成19年3月一部改正 平成19年4月1日から適用)

安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)

労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の上欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄による値である物を除く。以下同じ。）とする。

物	含有量（重量パーセント）
三-エポキシー-プロパノール	0.1パーセント未満
ベンゾイル	1パーセント未満
トートルイジン	0.1パーセント未満
オソート油	0.1パーセント未満
二・三-トリクロロプロパン	0.1パーセント未満
ケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）	0.1パーセント未満
及びその化合物（三酸化砒素を除く。）	0.1パーセント未満
ニルオキシラン	0.1パーセント未満
ビニル	0.1パーセント未満
モエチレン	0.1パーセント未満

物ばく露作業報告の対象及び期日)

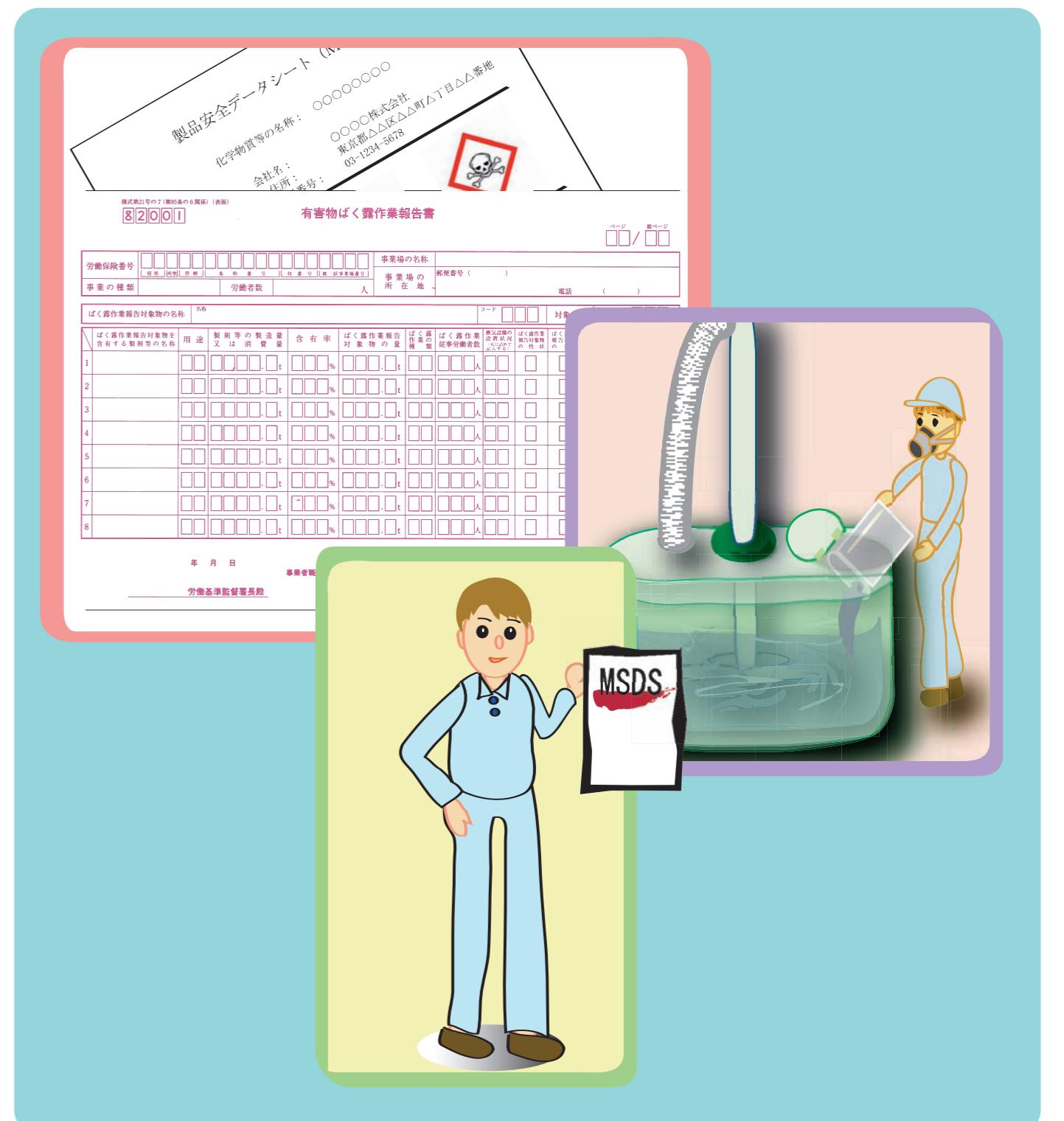
事業者は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は扱った前条の表の上欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったは、同年六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

のパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばく露作業報告書（様式第21号の7）は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。

平成19年度版

有害物ばく露作業報告書の書き方

報告の対象となる物質が変更されました



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署